

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和5年3月27日

月曜日

号外(3)

目次

監査委員公告

○行政監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表

1

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

行政監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表について

令和4年3月25日付けで公表した行政監査の結果に基づき講じた措置について、富山県知事、富山県教育委員会教育長及び富山県公安委員会委員長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年3月27日

富山県監査委員 筱岡 貞郎
富山県監査委員 永森 直人
富山県監査委員 天坂 幸治
富山県監査委員 高橋 正樹

(通知文)

財第135号
教企第1085号
富公委第134号
令和5年3月23日

富山県監査委員 筱岡貞郎 殿

富山県監査委員 永森直人 殿

富山県監査委員 天坂幸治 殿

富山県監査委員 高橋正樹 殿

富山県知事 新田八朗

富山県教育委員会教育長

荻布佳子

富山県公安委員会委員長

林和夫

行政監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和4年3月25日付け監委第71号で報告のありました行政監査の結果に基づき、別添のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

(別添)

令和3年度行政監査の結果に基づき講じた措置

(長期継続契約について)

1 制度の活用について

監査の意見	措置の内容 (改善事項)
<p>実地監査を行った条例の対象となる契約 200件のうち長期継続契約は66件 (33%) であり、これらは長期継続契約にふさわしい契約と思われ、制度を効果的に運用していることが確認できた。一方で、単年度契約は 129件と65%を占めるが、このうち設備の更新予定や業務内容の変更が見込まれるなどやむを得ないものや長期継続契約制度活用予定のものなどが 114件であった。残り15件 (8%) は、制度の理解が不十分なことなどにより、活用に至っていないものと考えられる。</p> <p>長期継続契約は、事務の効率化や良質な業務の提供などに一定の効果が期待できる有効な契約方法でもあり、また、業務が集中する年度初めを避けた時期に契約手続きを行うことにより、ミスの防止や事務負担の軽減が期待できることから、各所属においては、制度の理解を深めるとともに、これらのメリットも十分考慮のうえ、個々の契約内容に応じ長期継続契約を活用できないか検討いただきたい。</p>	<p>これまでも、事務の効率化や良質な業務の提供といった効果が期待できるものについては、長期継続契約を活用しているところだが、今後とも、会計事務実務研修会等の機会を通じて制度の理解を深めるとともに、既存の契約についても個別に検討し、メリットがあるものは単年度契約から長期継続契約へ移行するなど、一層の活用を努めてまいりたい。</p>

2 契約事務手続きについて

監査の意見	措置の内容（改善事項）
<p>長期継続契約の対象となる契約書に解除条項が記載されていないものがあった。長期継続契約は、会計年度独立の原則及び予算単年度主義の特例として設けられており、翌年度以降の予算の担保がないことから、条文の必要性、重要性を十分理解のうえ、今後の事務手続きにおいて留意していただきたい。</p> <p>また、予定価格の設定や入札書の記載が契約期間全体の総額とされていないものや、一般競争入札の公告において、当該契約が長期継続契約である旨を示していないなど、事務手続きに不備のあるものが見受けられた。各所属においては、運用通知等の再確認や制度所管課による研修会への参加など、事務手続きの一層の適正化に努めていただきたい。</p>	<p>契約書に解除条項が記載されていないものについては、変更契約を締結し、解除条項を追加した。</p> <p>令和4年10月25日から11月7日に実施した会計事務実務研修会において、長期継続契約に係る条文の重要性等について、十分な説明と周知を行ったところであり、今後とも、事務手続きの一層の適正化に努めてまいりたい。</p>

3 制度の周知について

監査の意見	措置の内容（改善事項）
<p>事前調査による条例の対象となる契約724件のうち、長期継続契約制度の適用要件やメリットなど制度の理解が不十分で制度を活用していないと思われるものが155件と2割強あった。</p> <p>また、入札や契約などの事務手続き</p>	<p>長期継続契約制度の運用改善及び一層の活用促進のため、全国調査を実施し、運用見直し等を行い、新たな運用通知を発出した（令和4年10月18日付け出第42号出納局長通知）。</p> <p>また、会計事務実務研修会や職員向</p>

に不備があるものが散見された。

制度所管課においては、契約事務の適正化や制度の効果的な運用が図られるよう、適宜、契約担当課が持つ課題なども参考に、わかりやすい要件該当の判断基準や契約書のひな型、入札・契約手続きの流れなどを示すなど、運用通知やQ&Aを充実し、長期継続契約制度とその運用について周知いただきたい。

け手引書、庁内掲示板等において、要件該当の判断基準や契約書のひな型、入札・契約手続きの流れ、Q&Aなどをわかりやすく示し、長期継続契約制度について周知を図ったところであり、今後とも、長期継続契約制度の活用促進に努めてまいりたい。

